

リサイクル(再商品化)の 委託申込手続きについて

～令和6年度申込に向けた資料(令和5年12月)～

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

説 明 内 容

1. リサイクル義務の有無の判定
2. 再商品化委託申込の方法
3. 再商品化委託申込の手続きと注意点

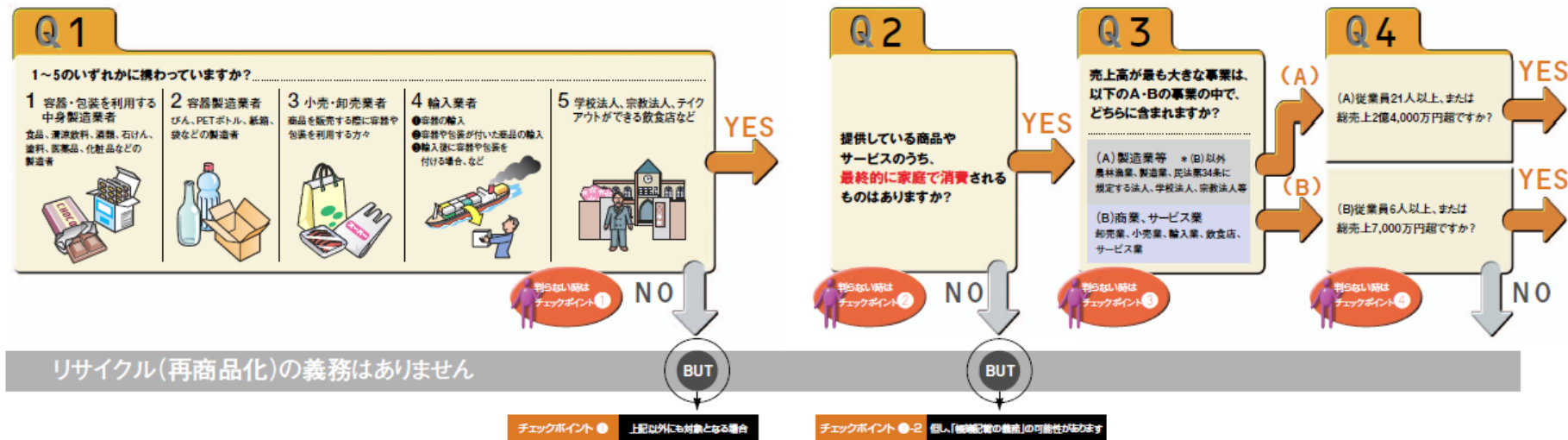
1. リサイクル義務の有無の判定

～経済産業省作成「容器包装リサイクル法」パンフレットより～

まずは自社に再商品化(リサイクル)の義務が課せられるのかどうか、このフローチャートを用いて改めてご確認ください。

文字が小さいので詳しくは後ほど、下記のURLのパンフP5～6から。

https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/association/pamph/pdf/law2006_ja.pdf



チェックポイント ①

容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q2へ進んでください。

チェックポイント ②

「1」家庭で消費されないケースとは？

容器や包装を利用していても、家庭で消費されるものが全くない場合は、次のような例を指します。ただし、そのような場合でも、販路の記録義務は生じます。販路の記録義務については14～15ページをご覧ください。

- レストランで消費されるソースのビニール袋(但し、レストランにおいて「事業活動」により消費され、一般廃棄物となると考えられないものの場合)
- 会社員が購入し、オフィスで消費されるPETボトル
- 全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等

● 海外旅行用品として販売している「おむすび」(乾燥米)のうち、海外で消費された分(海外において排出されたものは家庭での消費に含まない)

「2」継続記録の義務について

「Q2」の事例に該当しなくても、「Q4」でYESに該当する場合、販路記録の義務が生じます。リサイクル(再商品化)義務を正しく計算したり、また後日、確認を行うために、記録を行っておくことが大切です。また販路は、1年ごとに更新し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。詳しくは14～15ページをご覧ください。

チェックポイント ③

売上高の最も高い事業が2つ以上ある場合は、各事業の●売上高、●従業員数、●施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方(AまたはB)を識別してください。主たる事業が製造業、運輸・通信業、不動産業などであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その事業に関わっていることとなります。

チェックポイント ④

「1」従業員の考え方

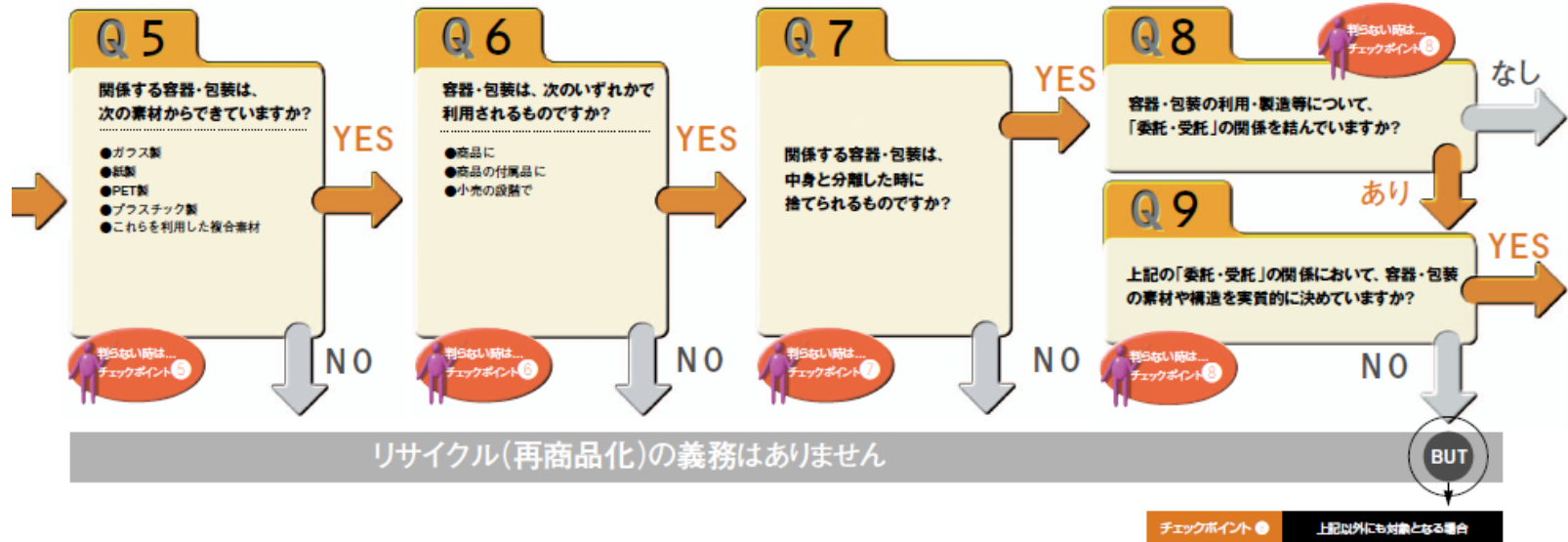
- 従業員は事業ごとに分けて考えるのではなく、事業体全体で考えてください。具体的に従業員とは、
- 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
 - 「常時使用する従業員の数」(変動がある場合は、直近の事業年度における最大の従業員の数)で判断します。
- ここで「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従うこととなります。一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでのパート、アルバイトとは、次のような「解雇の予告を必要としない者」を指します。
- 日々雇い入れられる者

- (ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 2か月以内の期間を定めて使用される者
 - 2か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く
 - 季節的に4か月以内の期間を定めて使用されるもの
 - 4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く
 - 試用期間中の者
 - 14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く

「2」販売上の考え方

- ここでいう「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。また、事業体が全体でどれだけの収入を得ており、どれだけの経済力を有しているかを判断するため、事業体全体の売上高で考えてください。事業ごとの売上高のカウントは、通常以下のように行われると考えます。
- 卸売業・工業：商品資産の売却高をカウント
 - 運送業・サービス業：提供した便益の対価をカウント
 - 卸売業・小売業：商品資産の売却高をカウント
 - 農林・漁業：商品資産の売却高をカウント

～経済産業省作成「容器包装リサイクル法」パンフレットより～



特定事業者

容器包装リサイクル法における義務が適用されます

チェックポイント ⑤

(1) ガラス製、紙製、PET製、プラスチック製の考え方

Q5の、容器・包装の「素材」とは、6ページに定義されている内容を指します。なお、セロハン、蠟(あし)製の紙、Jリブモールドに対する判断は、19ページの「事例判定集」⑤をご覧ください。

(2) 複合素材の考え方

分離するのが困難な複数の素材でできていて容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。

●複合素材の一例：フィルターシート(炭カル量50%以上)で成型したトレイは、炭カル製容器であり、プラスチック製以外の容器包装となり、対象外。

チェックポイント ⑥

Q6でいう、容器・包装の「利用対象」は、商品及び商品の付属品を指しています。

- 景品やサービス(レンタルビデオやクリーニング)はその範囲に入りません。
- 見本(試作品等)については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試作品、見本等と称して無料配布する場合は対象となります。
- その他、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」⑥⑦⑧⑨に例を掲載しておりますので、ご覧ください。

チェックポイント ⑦

中身と分離したときに捨てられるものか否かの判断は、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」⑩をご覧ください。

チェックポイント ⑧

容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になります。委託・受託の関係の詳細については、20ページの「事例判定集」⑪をご覧ください。

チェックポイント ⑨

容器包装リサイクル法における義務の内容については、4～5ページをご覧ください。

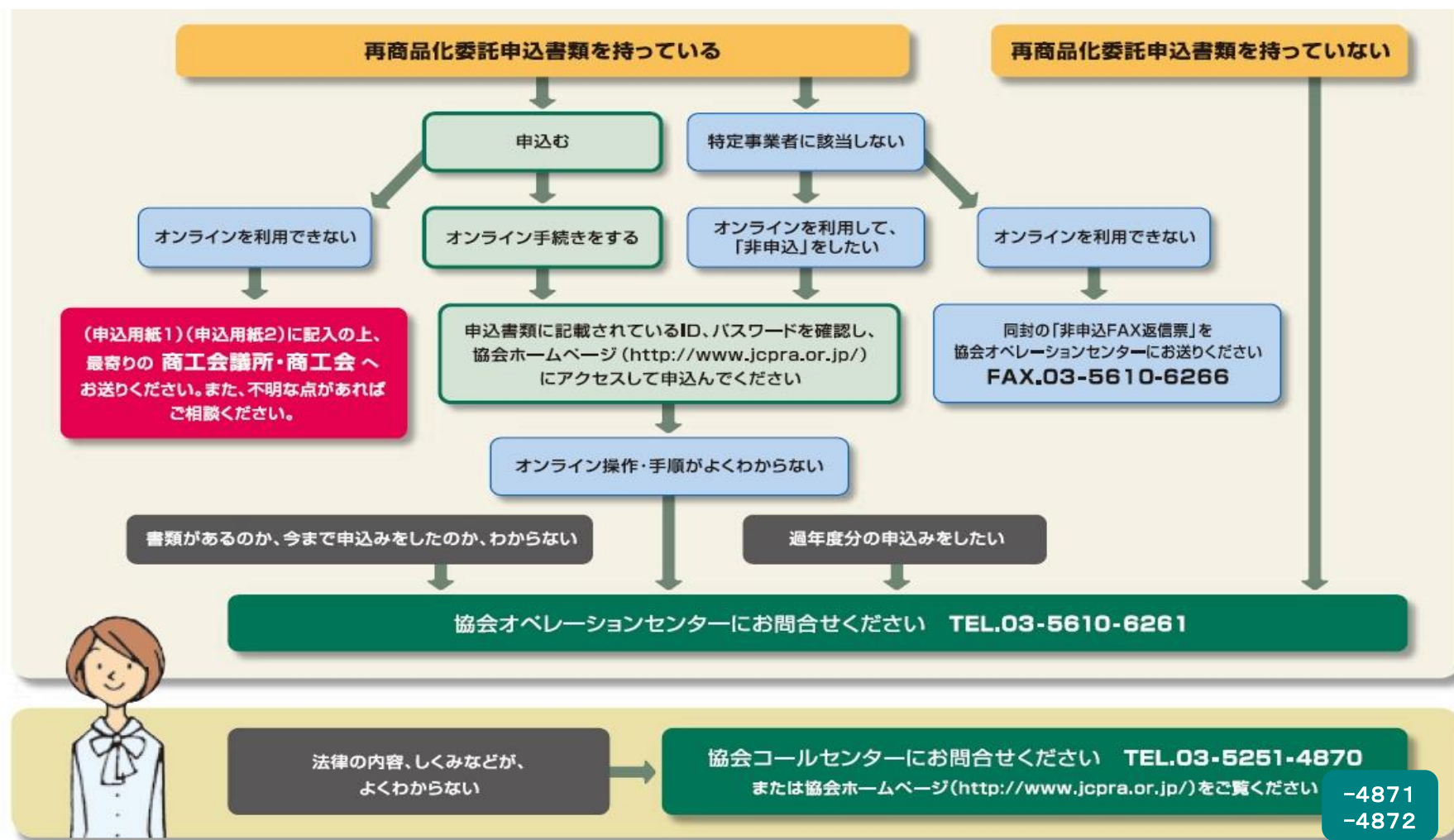
一通りご確認いただき、ご不明な点がございましたら
当協会コールセンターにお問い合わせください。

TEL 03-5251-4870、4871、4872

FAX 03-5532-9698

2. 再商品化委託申込の方法

申込方法は「オンライン」または「紙」の2種類です。
過去の申込履歴が確認出来ること、自動計算機能があること、
紙を減らせる等の観点から「オンライン」を推奨しています。



3. 再商品化委託申込の手続きと注意点

以降は「紙」申込資料に沿って説明いたします。「オンライン」であっても基本は同じです。

先ずは、「申込用紙1」です。こちらは主に自社の基本情報を登録していただく内容となっております。

●印の箇所は全て必須記入項目です。お手数ですが全ての項目にご記入ください。「オンライン」の場合は前年度に登録した内容が予め記載されておりますので、変更がない場合は入力の必要がありません。P6～7で注意点をご説明いたします。

令和6年度 再商品化委託契約申込書 (申込用紙1)															令和6年2月9日(金) 締切																																					
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。))に基づく特定分別基準適合物の再商品化の業務(「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む。))に關して、令和6年度再商品化委託契約約款(以下「約款」という。))の各条項を確認・同意し、下記のとおり公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。))に委託申します。再商品化委託契約は、協会が、申込みに対する再商品化委託承諾書をオンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能になった時に成立し、約款が適用されることを了します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面にて通知します。																																																				
●印の項目は必ずご記入ください。(※消せるボールペンは使用しないでください。)																																																				
●特定事業者コード ※送付状に記載の「特定事業者コード」を転記																																																				
※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人名を示す名称(株式会社)「有限会社」等を、省略せずに記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名(経営者名)をご記入ください。 ※代表者印を必ず押印ください。																																																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; vertical-align: top;">●特定事業者名</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">代表者役職</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">●代表者氏名</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> </table>																	●特定事業者名	代表者役職	●代表者氏名																																	
●特定事業者名	代表者役職	●代表者氏名																																																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; vertical-align: top;">●特定事業者所在地 (本社所在地)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">都 道 府 県</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">区 市 郡</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">●代表電話番号</td> </tr> </table>																	●特定事業者所在地 (本社所在地)	都 道 府 県	区 市 郡	●代表電話番号																																
●特定事業者所在地 (本社所在地)	都 道 府 県	区 市 郡	●代表電話番号																																																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">資本金等</td> <td style="width: 10%;">千円</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 10%;">●ピーク時の従業員数 ※必須となります</td> <td style="width: 10%;">●全事業の売上高 (消費税込み) ※必須となります</td> <td style="width: 10%;">M・T・W・T・F・S・S</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">●千円</td> <td style="width: 10%;">●主たる業務にの関与の事業または再商品化委託の申込受理から発する専断を認めて記入) ※必須となります</td> <td style="width: 10%;">●再商品化業務費算定基準決算年月 (※定額金となった決算の決算年月を記入。詳細は申込書P.10をご参照ください)</td> <td style="width: 10%;">令和</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">●備考</td> </tr> </table>																	資本金等	千円	円	人	●ピーク時の従業員数 ※必須となります	●全事業の売上高 (消費税込み) ※必須となります	M・T・W・T・F・S・S	年	月	●千円	●主たる業務にの関与の事業または再商品化委託の申込受理から発する専断を認めて記入) ※必須となります	●再商品化業務費算定基準決算年月 (※定額金となった決算の決算年月を記入。詳細は申込書P.10をご参照ください)	令和	年	月	●備考																				
資本金等	千円	円	人	●ピーク時の従業員数 ※必須となります	●全事業の売上高 (消費税込み) ※必須となります	M・T・W・T・F・S・S	年	月	●千円	●主たる業務にの関与の事業または再商品化委託の申込受理から発する専断を認めて記入) ※必須となります	●再商品化業務費算定基準決算年月 (※定額金となった決算の決算年月を記入。詳細は申込書P.10をご参照ください)	令和	年	月	●備考																																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所屬団体名 (複数ある場合は 複数記入)</td> <td style="width: 15%;">●会社(個人事業) 設立年月</td> <td style="width: 15%;">M・T・W・T・F・S・S</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">●再商品化業務費算定基準決算年月 (※定額金となった決算の決算年月を記入。詳細は申込書P.10をご参照ください)</td> <td style="width: 10%;">令和</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">●備考</td> </tr> </table>																	所屬団体名 (複数ある場合は 複数記入)	●会社(個人事業) 設立年月	M・T・W・T・F・S・S	年	月	●再商品化業務費算定基準決算年月 (※定額金となった決算の決算年月を記入。詳細は申込書P.10をご参照ください)	令和	年	月	●備考																										
所屬団体名 (複数ある場合は 複数記入)	●会社(個人事業) 設立年月	M・T・W・T・F・S・S	年	月	●再商品化業務費算定基準決算年月 (※定額金となった決算の決算年月を記入。詳細は申込書P.10をご参照ください)	令和	年	月	●備考																																											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">担当部署 (書類送付先)</td> <td style="width: 15%;">住所 ※特定事業者所在地と同一の場合は、省略可。</td> <td style="width: 15%;">都 道 府 県</td> <td style="width: 15%;">区 市 郡</td> <td style="width: 15%;">役職</td> <td style="width: 15%;">●担当者氏名</td> <td style="width: 10%;">TEL</td> <td style="width: 10%;">FAX</td> <td style="width: 10%;">E-mail</td> </tr> </table>																	担当部署 (書類送付先)	住所 ※特定事業者所在地と同一の場合は、省略可。	都 道 府 県	区 市 郡	役職	●担当者氏名	TEL	FAX	E-mail																											
担当部署 (書類送付先)	住所 ※特定事業者所在地と同一の場合は、省略可。	都 道 府 県	区 市 郡	役職	●担当者氏名	TEL	FAX	E-mail																																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">素材</td> <td style="width: 15%;">1 無色</td> <td style="width: 15%;">ガラスびん</td> <td style="width: 15%;">2 茶色</td> <td style="width: 15%;">3 その他の色</td> <td style="width: 15%;">4 PETボトル</td> <td style="width: 15%;">5 紙製容器包装</td> <td style="width: 15%;">6. プラスチック製容器包装</td> <td style="width: 15%;">●再商品化実務委託料金 合計 (円/規模)</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 再商品化実務委託料金(規模)</td> <td>10. 4 円/kg</td> <td>13. 5 円/kg</td> <td>21. 4 円/kg</td> <td>6. 5 円/kg</td> <td>25. 0 円/kg</td> <td>62. 0 円/kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●再商品化実務委託料金(kg) ※申請用紙から転記すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●再商品化実務委託料金(円) ※申請用紙から転記すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																	素材	1 無色	ガラスびん	2 茶色	3 その他の色	4 PETボトル	5 紙製容器包装	6. プラスチック製容器包装	●再商品化実務委託料金 合計 (円/規模)	令和6年度 再商品化実務委託料金(規模)	10. 4 円/kg	13. 5 円/kg	21. 4 円/kg	6. 5 円/kg	25. 0 円/kg	62. 0 円/kg			●再商品化実務委託料金(kg) ※申請用紙から転記すること。									●再商品化実務委託料金(円) ※申請用紙から転記すること。								
素材	1 無色	ガラスびん	2 茶色	3 その他の色	4 PETボトル	5 紙製容器包装	6. プラスチック製容器包装	●再商品化実務委託料金 合計 (円/規模)																																												
令和6年度 再商品化実務委託料金(規模)	10. 4 円/kg	13. 5 円/kg	21. 4 円/kg	6. 5 円/kg	25. 0 円/kg	62. 0 円/kg																																														
●再商品化実務委託料金(kg) ※申請用紙から転記すること。																																																				
●再商品化実務委託料金(円) ※申請用紙から転記すること。																																																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">●再商品化実務委託料金の 支払方法(請求書に記す)</td> <td style="width: 15%;">年間の再商品化実務委託料金が50万円以上(規模)</td> <td style="width: 15%;">1 一括払い(7月)</td> <td style="width: 15%;">2 4分割(4月: 40%、7月: 30%、10月: 15%、1月: 15%)</td> <td style="width: 15%;">年間の再商品化実務委託料金が10万円以上、50万円未満(規模)</td> <td style="width: 15%;">3 一括払い(7月)</td> <td style="width: 15%;">4 3分割(7月: 50%、10月: 25%、1月: 25%)</td> <td style="width: 15%;">年間の再商品化実務委託料金が10万円以下(規模)</td> <td style="width: 15%;">5 一括払い(7月)</td> </tr> </table>																	●再商品化実務委託料金の 支払方法(請求書に記す)	年間の再商品化実務委託料金が50万円以上(規模)	1 一括払い(7月)	2 4分割(4月: 40%、7月: 30%、10月: 15%、1月: 15%)	年間の再商品化実務委託料金が10万円以上、50万円未満(規模)	3 一括払い(7月)	4 3分割(7月: 50%、10月: 25%、1月: 25%)	年間の再商品化実務委託料金が10万円以下(規模)	5 一括払い(7月)																											
●再商品化実務委託料金の 支払方法(請求書に記す)	年間の再商品化実務委託料金が50万円以上(規模)	1 一括払い(7月)	2 4分割(4月: 40%、7月: 30%、10月: 15%、1月: 15%)	年間の再商品化実務委託料金が10万円以上、50万円未満(規模)	3 一括払い(7月)	4 3分割(7月: 50%、10月: 25%、1月: 25%)	年間の再商品化実務委託料金が10万円以下(規模)	5 一括払い(7月)																																												
※拠出委託料の支払方法は次年度(令和7年度)7月末日の一括払いです。																																																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">請求書の郵送有無 (無送付票の場合はチェック)</td> <td style="width: 60%;">紙による請求書の送付を希望しない</td> </tr> </table>																	請求書の郵送有無 (無送付票の場合はチェック)	紙による請求書の送付を希望しない																																		
請求書の郵送有無 (無送付票の場合はチェック)	紙による請求書の送付を希望しない																																																			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">再商品化実務委託料金 再商品化実務委託料金</td> <td style="width: 60%;">担当部署</td> </tr> </table>																	再商品化実務委託料金 再商品化実務委託料金	担当部署																																		
再商品化実務委託料金 再商品化実務委託料金	担当部署																																																			

青線で囲まれた項目は過去から記入漏れ、間違いが多い箇所です。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装法」という。)、令和6年度再商品化委託契約約款(以下「約款」という。)、の各条に準拠して、再商品化委託料金をオンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能。

封筒内の1枚目、送付状に記載されている4から始まる10桁のコードをご記入ください

契約に至る書類ですので忘れずに押印してください

●印の項目は必ずご記入ください。(※消せるボールペンで記入してください)

●特定事業者コード

※1特定事業者名の記入にあたっては、法人格を示す名称(「株式会社」「有限会社」等)を、省略せずに記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名(経営者名)をご記入ください。

※代表者印を必ず押印してください。

●特定事業者名

代表者役職

●代表者氏名

印

●特定事業者所在地(本社所在地)

●代表電話番号

資本金等

●ピーク時の従業員数
※必須となります

●全事業の売上高(消費税込み)
※必須となります

●主たる業務に用紙の裏面または再商品化委託の中込票裏面から該当する番号を選んで記入)
※必須となります

所属団体名(複数ある場合は複数記入)

●会社(個人事業)設立年月

●再商品化業務費算定基準決算年月(算定期間となった直前の決算年月を記入。詳細は申込要領P.10をご確認ください) 令和 年 月

小規模事業者の場合は義務が課せられませんので、会社規模による義務の有無を確認させていただくためにご記入いただく項目です。

お支払いいただく税抜総額を確認し、その金額帯で区分されたお支払い方法の中から、ご希望の方法を○で囲んでください。

再商品化委託料

4 PETボトル
円/kg 6.5 円/kg

●再商品化委託申込量(kg)
※申込用紙2から転記すること。

●再商品化実施委託料金(円)
※申込用紙2から転記すること。

●再商品化実施委託料金の支払方法(請求書に○)

年間の再商品化実施委託料金が3千万円以上(税抜)

1 2分割(4月:50%、7月:50%)
2 4分割(4月:40%、7月:30%、10月:15%、1月:15%)

年間の再商品化実施委託料金が10万円超、3千万円未満(税抜)

3 一括払い(7月)
4 3分割(7月:50%、10月:25%、1月:25%)

※拠出委託料の支払方法は次年度(令和7年度)7月末日の一括払いです。

請求書の郵送有無(郵送不要の場合はチェック)

☐ 紙による請求書の送付を希望しない

令和6年度より「紙による請求書の送付を希望しない」ことを申込時に選択できるようになります。選択した場合、システムから請求書をダウンロードしていただくことになります。

(特定事業者一所属商工会議所・商工会・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

青線で囲まれた項目は過去から記入漏れ、間違いが多い箇所です。

令和6年度 再商品化委託契約申込書（申込用紙1）

令和6年2月9日（金）締切

どの業種に属するかと、会社規模による義務の有無を確認させていただくためにご記入いただく項目です。以下の15種からご選択ください。

■ 主たる業種

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を選択し、ご記入願います。

- ①食料品製造業
- ②清涼飲料・茶・コーヒー製造業
- ③酒類製造業
- ④油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- ⑤医薬品製造業
- ⑥化粧品・歯磨・その他の化粧品用調製品製造業
- ⑦農林・漁業
- ⑧その他の製造業等
- ⑨酒類卸売・小売業
- ⑩医薬品卸売・小売業
- ⑪食料品卸売・小売業
- ⑫苗・種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業
- ⑬その他の卸売・小売業
- ⑭サービス業
- ⑮上記以外のその他の業種

（「容器包装リサイクル法」という。）に基づく特定分別基準適合物の再商品化の業務（「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む。）に関し記のとおり公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託申込をします。再商品化委託契約は、協会が、申込みに対する再商品の取扱いが適用されることを承知します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面で通知します。

ないでください。）

●提出日 令和 年 月 日

ードを転記

省略せずに記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名（経営者名）をご記入ください。

※代表者印を必ず押印ください。

代表者役職	代表者氏名	代表電話番号
区市郡	都道府県	市区町
人	●全事業の売上高 （消費税込み） ※必須となります	●主たる業種（この用紙の裏面または再商品化委託 の申込書様から該当する番号を選んで記入） ※必須となります
●会社（個人事業） 設立年月	M・T S・H R	年 月
都道府県	市区町	令和 年 月

再商品化委託申込量を算定する根拠となった決算年月を、以下を目安にご記入ください。委託申込期間（令和5年12月6日～令和6年2月9日）が終わるまでに確定済みの決算年月であることがルールとなっております。

■ R6年度分の再商品化義務量 算定基準決算年月

- 12月決算の場合 → 令和5年12月
 1月決算の場合※ → 令和6年1月
 2月決算の場合 → 令和5年2月
 3月決算の場合 → 令和5年3月

※1月決算の事業者で令和5年度申込において、令和5年1月ではなく、令和4年1月の数値を用いた場合は、令和6年度申込においては、令和5年1月の数値を用いても構いません。前年度申込との継続性でご判断ください。

次に「申込用紙2」をご準備ください。こちらは素材(ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)ごとに、1年度間の排出見込量(実績)等をご記入いただき、自社の再商品化義務量と再商品化実施委託料金を算出してご記入いただくものです。

令和6年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

プラスチック製容器包装

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方式

特定事業者コード

特定事業者名

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により消費した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ⑥=⑤×③	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.62453	(A)		
清涼飲料等					0.62252	(B)		
酒類					0.65341	(C)		
石鹸・塗料等					0.59417	(D)		
医薬品					0.64575	(E)		
化粧品等					0.61992	(F)		
小売					0.64736	(G)		
上記以外の用途					0.64640	(H)		
包装					0.53922	(I)		
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあためしました。 (「主たる業種」という意味ではありません。)						⑥=(A)~(I)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑧=⑦×⑥=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
再商品化委託申込量(kg)→						62.0円/kg		

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合(「事業活動により消費した特定容器包装の量」が把握できない場合)には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により消費した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ⑥=⑤×③	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.53085	(A)		
清涼飲料等					0.56027	(B)		
酒類					0.45738	(C)		
石鹸・塗料等					0.53475	(D)		
医薬品					0.29059	(E)		
化粧品等					0.55793	(F)		
小売					0.55026	(G)		
上記以外の用途					0.42016	(H)		
包装					0.37745	(I)		
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあためしました。 (「主たる業種」という意味ではありません。)						⑥=(A)~(I)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑧=⑦×⑥=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
再商品化委託申込量(kg)→						62.0円/kg		

令和6年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

プラスチック製容器包装

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方式

(2)算定方法

特定事業者コード

特定事業者名

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 [回収量] 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により資源した特定容器包装の量 [資源量] 小数点第1位を四捨五入(kg) ③
食料品			
清涼飲料等			
酒類			
石鹸・塗料等			
医薬品			
化粧品等			
小売			
上記以外の用途			
包装			

注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「主たる業種」という意味ではありません。

簡易算定方式

(2)算定方法

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 [回収量] 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により資源した特定容器包装の量 [資源量] 小数点第1位を四捨五入(kg) ③
食料品			
清涼飲料等			
酒類			
石鹸・塗料等			
医薬品			
化粧品等			
小売			
上記以外の用途			
包装			

注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「主たる業種」という意味ではありません。

ご記入いただく上での注意点は3つあり、

(1)「申込用紙2」は利用事業者用／容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択します。

(1)利用・製造区分

(2)算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択します。

(2)算定方法

(3)自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

(3)容器の用途

(3)包装

この後、P10～22で詳しくご説明いたします。

(1)利用・製造区分

(3)容器の用途

(3)包装

(3)容器の用途

(3)包装

(1)「申込用紙2」は利用事業者用／容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択してください。

申込用紙 2 — a 令和6年度●再商品化義務届および委託申込書算定用紙 利1

利用事業者用

(中身製造事業者 小売・卸売業者等)

特定容器・包装を利用する中身製造業者

★食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者



輸入業者

★中身を輸入した後に特定容器や特定包装を付す事業者
★特定容器や特定包装が付された商品の輸入を行う事業者
(なお、特定容器の付された商品を輸入している事業者は、製造事業者にも該当します。製造等事業者用の申込用紙も併せて記入してください)



利用事業者とは…

特定容器・包装を利用する小売・卸売業者

★商品を販売する際に特定容器や特定包装を利用する事業者



その他

★購買部等で特定容器や特定包装を利用している学校法人、宗教法人
★テイクアウトに特定容器や特定包装を利用している飲食店など



左の画像が「紙」申込用の「申込用紙2」(利用事業者用)(容器製造等事業者用)の表紙です。この表紙以降にガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装4素材の「申込用紙2」が綴じられています。
自社に該当する方(利用または容器製造等)を正しくご選択ください。

なお、容器製造等事業者には、容器メーカーと輸入事業者しか該当しないため
申込事業者数は利用事業者の方が多くなっております。

- 利用事業者用を用いる事業者
 - ・特定容器・包装を利用する中身製造業者
 - ・特定容器・包装を利用する小売・卸売業者
 - ・輸入業者
 - ・その他
- 容器製造等事業者用を用いる事業者
 - ・特定容器製造事業者
 - ・輸入業者

申込用紙 2 — b 令和6年度●再商品化義務届および委託申込書算定用紙 製1

容器製造等事業者用

特定容器製造事業者

★特定容器であるガラスびん、PETボトル、紙箱、袋、プラスチック容器などを製造している事業者



輸入業者

★特定容器の輸入を行っている事業者
★特定容器が付された商品の輸入を行う事業者
(なお、特定容器の付された商品を輸入している事業者は、利用事業者にも該当します。利用事業者用の申込用紙も併せて記入してください)



容器製造等事業者とは…

(1)「申込用紙2」は利用事業者用／容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択してください。

利用事業者用

(自主算定係数)

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤
食料品					0.62453
清涼飲料等					0.62252
酒類					0.65341
石鹸・塗料等					0.59417
医薬品					0.64575
化粧品等					0.61992
小売					0.64736
上記以外の用途					0.64640
包装					0.53922

製造等事業者用

(自主算定係数)

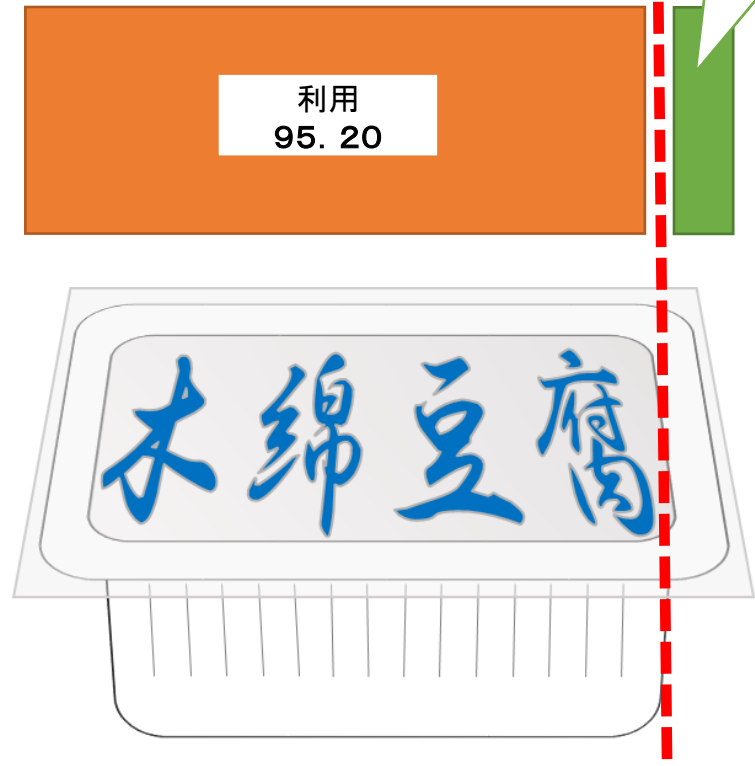
用途	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤
食料品					0.02936
清涼飲料等					0.02120
酒類					0.00663
石鹸・塗料等					0.05235
医薬品					0.00463
化粧品等					0.02519
小売					0.00592
上記以外の用途					0.00741

左記赤枠内のように、再商品化義務量の算定に係る「算定係数」は、利用事業者用(上段)が容器製造等事業者用(下段)よりも数値が大きい(素材・用途によっては95:5等)ため、もし、利用事業者の方が誤って容器製造等事業者用にて申込をしますと、本来果たすべき義務量の1/20程度の申込量で過少申告となる場合があります。十分ご注意ください。

ご参考；利用事業者と容器製造等事業者の義務

容器製造等
4. 80

- 1つの容器(例えば豆腐の容器)には、基本的に利用事業者 1社、容器製造等事業者 1社が存在します。
- 1個分の容器のリサイクルは、利用事業者と容器製造等事業者がそれぞれ義務を按分することで成り立っています。
- 利用 対 容器製造等の義務の比率は、おおむね、『製品販売額 対 容器販売額』(国の調査に基づく)となっています。



業種別特定容器利用事業者比率(令和6年度) 《注: 素材、用途ごとに異なります》		
プラスチック製容器		
食料品製造業	利用	製造等
	95. 20	4. 80

※この数値は、『算定係数』の算出根拠となる数値の1つであり、毎年実施されている、経済産業省・農林水産省による実態調査(約3万5千社へのアンケート調査)の結果を踏まえて決められます。

(2) 算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択してください。

令和6年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

プラスチック製容器包装

利用事業者用

自主算定方式

(2) 算定方法

特定事業者コード

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	③のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 （回収量） 小数点第1位を四捨五入(kg) ④	用達別再商品化義務量 自主算定係数
食料品					
清涼飲料等					
酒類					
石鹸・塗料等					
医薬品					
化粧品等					
小売					
上記以外の用途					
包装					0.53922

自主算定

実測データや調査データがあるため記入できる

簡易算定方式

(2) 算定方法

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④	用達別再商品化義務量 簡易算定係数
食料品					
清涼飲料等					
酒類					
石鹸・塗料等					
医薬品					
化粧品等					
小売					
上記以外の用途					
包装					0.53922

簡易算定

調査等によっても把握できないため記入できない

基本は上段にある自主算定方式です。「申込用紙2」記入欄の左から3列目、③『事業活動により費消した特定容器包装の量』（業務用に利用され、事業者から排出される分）が、0（ゼロ）である場合は、必ず自主算定方式で計算してください。

③『事業活動により費消した特定容器包装の量』（業務用に利用され、事業者から排出される分）が“少なからずある”と分かっている場合、その量を把握することが出来ない、という場合に限り、簡易算定方式を用いることができます。

申込用紙2—プラスチック—利用

(2) 算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択してください。

令和6年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

プラスチック製容器包装

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方式

(2) 算定方法

特定事業者コード

特定事業者名

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 [回収量] 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ⑥=③×⑤
食料品					0.62453	(A)
清涼飲料等					0.62252	(B)
酒類					0.65341	(C)
石鹸・塗料等					0.59417	(D)
医薬品					0.64575	(E)
化粧品等					0.61992	(F)
小売					0.64736	(G)
上記以外の用途					0.64640	(H)
包装					0.53922	(I)

注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあためました。
〔「主たる業種」という意味ではありません。〕

再商品化委託申込量(kg)→

よく見ていただくと、同じ用途でも上段の自主算定係数よりも下段の簡易算定係数が少しだけ小さいことが分かります。

簡易算定方式

(2) 算定方法

把握できない場合(「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合)には、簡易算定方式(「事業活動により費消した特定容器包装の量」は個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別自主算定係数×100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 [回収量] 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ⑥=③×⑤
食料品					0.53085	(A)
清涼飲料等					0.56027	(B)
酒類					0.45738	(C)
石鹸・塗料等					0.53475	(D)
医薬品					0.29059	(E)
化粧品等					0.55793	(F)
小売					0.55026	(G)
上記以外の用途					0.42016	(H)
包装					0.37745	(I)

※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量(kg)→

注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあためました。
〔「主たる業種」という意味ではありません。〕

事業者が把握できない
③『事業活動により費消した特定容器包装の量』を、国の調査結果により算出し、その分、係数を下げて控除出来るようにしているためです。

申込用紙2-プラスチック-利用

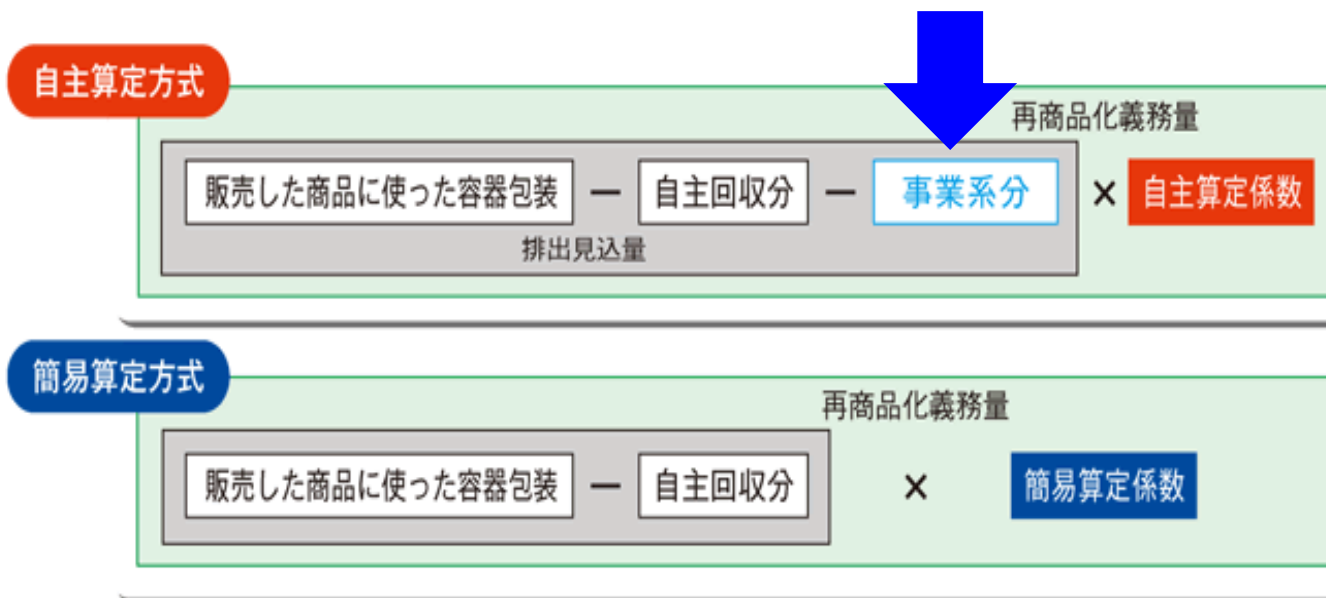
令和6年2月9日(金)締切

(2) 算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択してください。

再商品化義務量算出の図で確認すると

上段の自主算定方式は、事業系分(前述の『事業活動により費消した特定容器包装の量』と同じ意味)を実測データや調査データを元に自社で記入し、排出見込量からマイナスする方式です。

下段の簡易算定方式は、事業系分が“少なからずある”と分かっているにもかかわらず、その量を把握することが出来ないため、国の調査を元に算出された、自主算定よりも数値が小さい簡易算定係数で、排出見込量から控除する方式です。



ご参考；実施委託料金の算定方法について

特定事業者の皆さまにご負担いただく金額は、

「排出見込量 ①」×「算定係数 ②」×「委託単価 ③」で計算します。

- ・「排出見込量」は事業者が、「算定係数」は国が、「委託単価」は協会が算出します。
- ・計算方法は前述の通り、自主と簡易の2通り。事業系分の販売状況とデータの取得状況により選択します。

自主算定方式

$$\begin{array}{c} \text{再商品化義務量} \\ \boxed{\text{販売した商品に使った容器包装}} - \boxed{\text{自主回収分}} - \boxed{\text{事業系分}} \times \boxed{\text{自主算定係数}} \times \boxed{\text{実施委託単価}} = \boxed{\text{実施委託料}} \\ \text{排出見込量} \quad \text{①} \quad \text{②} \quad \text{③} \end{array}$$

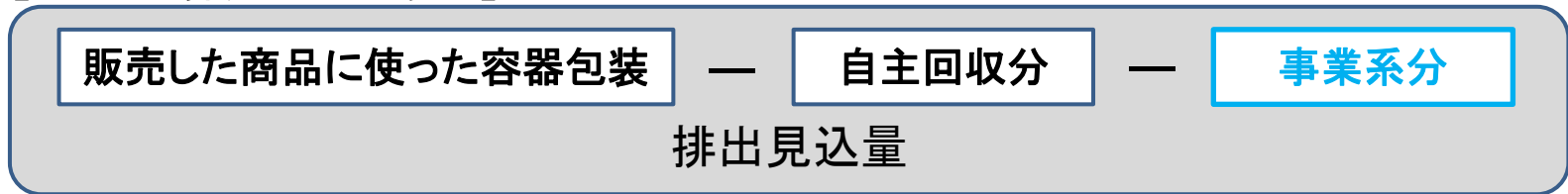
簡易算定方式

$$\begin{array}{c} \text{再商品化義務量} \\ \boxed{\text{販売した商品に使った容器包装}} - \boxed{\text{自主回収分}} \times \boxed{\text{簡易算定係数}} \times \boxed{\text{実施委託単価}} = \boxed{\text{実施委託料}} \end{array}$$

ご参考：排出見込量 ①A について

特定事業者が利用・製造等する容器包装のうち、当該年度に家庭から排出されると見込まれる量です。

【例：自主算定方式の場合】



算出方法	販売した個数が確定している直近の事業年度（算定基準決算年月）の実績値（1年間分）をベースに特定事業者が帳簿を活用して計算します（回収した量（＊1）や事業系の量（＊2）は控除できます）。重量は使用した容器包装ごとに1個（枚）当たりの重さを実測します。例えば、容器10個を計量して10で除し、1個当たりの平均値を用いる方法があります。
販売個数 × 1個（枚）当たり重量	

（＊1）回収した量：事業者自らが、販売店等を通じて回収した容器包装の量

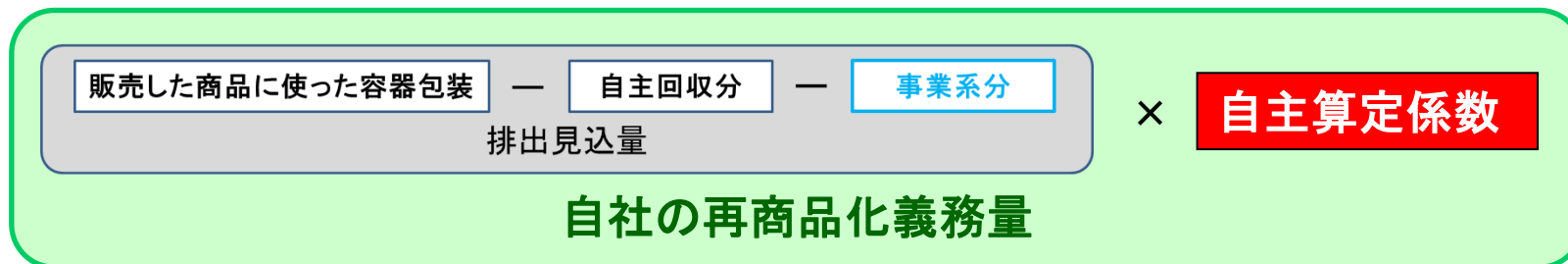
（＊2）事業系の量：最終的に事業系ごみとして排出される容器包装の量

※詳細は「[特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン（国が作成）](#)」または「[帳簿作成ガイドライン（当協会が作成）](#)」をご参照下さい。
いずれも当協会HPに掲載しています。

ご参考;算定係数 ⑤ について

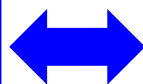
算定係数は、特定事業者が自社の再商品化義務量を算出する際に必要となる数値で、自主算定方式の場合は、下図のように用います。

【例: 自主算定方式の場合】



(※)簡易算定方式の場合はP16を参照してください。

算定係数は、右の条件によって異なりますので、お間違いの無いよう、ご注意ください。



- 利用事業者か？容器製造等事業者か？
- 自主算定方式か？簡易算定方式か？
- 容器か？包装か？
- 容器であれば、その用途は何か？（食料品、清涼飲料、酒類、油脂加工製品、医薬品、化粧品、小売業、その他の事業）

※算定係数の算出根拠となる数値は経済産業省・農林水産省による実態調査（約3万5千社へのアンケート調査）と環境省による分類調査の結果を踏まえて決められます。

ご参考;実施委託単価 ③ について

当協会への実施委託料金を算出する際に用いる単価で、素材ごとに定められます。毎年、協会が算出し、国の承認を得て決定されます。

【再商品化実施委託単価の算出方法】

→リサイクルの実施に伴う委託料を算出する際に用います。

過去のリサイクルの実績や市町村からの引取量をベースに計算します。

$$\begin{array}{c} \text{再商品化} \\ \text{実施委託単価} \\ \text{(税抜き)} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{再商品化にかかる総費用} \\ \begin{array}{c} \text{再商品化に直接かかる費用} \\ \begin{array}{c} \text{市町村から引} \\ \text{取りが見込ま} \\ \text{れる量} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{再商品化事業} \\ \text{者に支払う見} \\ \text{込み委託単価} \end{array} + \text{協会経費} \end{array} \end{array}}{\text{特定事業者などからの委託申込みが見込まれる量}}$$

(3) 自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

令和6年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を算定する）

自主算定方式

特定事業者コード

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 （回収量） 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	
食料品					0.62453	(A)
清涼飲料等					0.62252	(B)
酒類					0.65341	(C)
石鹸・塗料等					0.59417	(D)
医薬品					0.64575	(E)
化粧品等					0.61992	(F)
小売					0.64736	(G)
上記以外の用途					0.64640	(H)
包装					0.53922	(I)

注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあためました。
（「主たる業種」という意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない）の委託により回収した特定容器包装の量は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになります。は、自主算定係数×（100-事業系比率）（%）の算式によって算出されています。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 （回収量） 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	
食料品					0.53085	(A)
清涼飲料等					0.56027	(B)
酒類					0.45738	(C)
石鹸・塗料等					0.53475	(D)
医薬品					0.29059	(E)
化粧品等					0.55793	(F)
小売					0.55026	(G)
上記以外の用途					0.42016	(H)
包装					0.37745	(I)

※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量(kg)→

注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあためました。
（「主たる業種」という意味ではありません。）

申込用紙2—プラスチック—利用

自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か。

次ページの素材別用途一覧表に自社商品、製品を当てはめてご確認いただき、正しい行に数値をご記入ください。

容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、によって自社の再商品化義務量の算定に係る「算定係数」が異なるため、間違えますと正しい申込となりません。

(3) 自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな用途(業種)に用いられるか、すなわち**中身の商品により判断**します。

＜容器包装4素材の用途一覧表＞ ～「申込用紙2(利用事業者用)」表紙の裏面～

用途		詳細(例)	
ガラス びん	食料品		牛乳、加工された食品
	清涼飲料、 茶・コーヒー		豆乳、清涼飲料
	酒 類		ビール・焼酎
	医薬品		「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨・ その他の 化粧用調整品		化粧品
	上記以外の用途		小売時にその場で用いるびん
PET ボトル	食料品 (しょうゆ・ 乳飲料等・ その他調味料)	しょうゆ 料理酒・ クッキングワイン ドレッシング、酢、 みりん風調味料、 醤油加工品 乳酸菌飲料 *食用油脂を含みます。簡易な洗浄により 内容物及び臭いを除去できるものに限る	
	清涼飲料		お茶、ジュース
	酒 類	焼酎 ワイン、みりん	

用途		詳細(例)	
紙容器	食料品		パンなど食料 (小売店舗の敷地外で付されたもの)
	清涼飲料、 茶・コーヒー		内側がアルミの紙バック
	酒 類		内側がアルミの紙バック
	油脂加工製品・ 石鹸・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料	洗剤 粉石鹸	
	医薬品		「医薬品」と 表示されているもの
	化粧品・歯磨・ その他の 化粧用調整品		化粧品の外箱・中身の 緩衝材
紙包装	小 売	手提げ ギフト箱 小売時に 用いる平袋	
	上記以外の用途		ペットフード、雑貨
			商品を含むために用いる 用紙や新聞紙

用途		詳細(例)	
プラス チック 容器	食料品	油(PET 素材でも、 プラとして 扱う) 紙、紙桶 惣菜のバック・ 弁当箱(小売店舗 の敷地外で付した もの)	
	清涼飲料、 茶・コーヒー	清涼飲料等 のキャップ コーヒー豆・ コーヒー粉末 お茶・ 茶葉	
	酒 類	酒類のキャップ	
	油脂加工製品・ 石鹸・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料	洗剤、漂白剤	
	医薬品	「医薬品」と 表示されているもの 医薬品の キャップ	
	化粧品・歯磨・ その他の 化粧用調整品	シャンプー 歯磨き粉 化粧品の キャップ	
プラスチック包装	小 売	レジ袋 テイクアウトの 容器 惣菜のバック・ 弁当箱(小売店舗 の敷地内で付した もの)	
	上記以外の用途	卵の容器、果物・野菜のネット袋 など(無加工の自然物)	
		容器のラベル トレイのラップ	

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンター(03-5251-4870)にお問い合わせください。

(3) 自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

【用途の注意点】



○コンビニや弁当屋などで販売される弁当容器の用途は・・・

★ 販売店のバックヤード(同一敷地内)で弁当を作っている場合 ⇒ 小売業

★ コンビニ等で、離れた場所にある工場で作っている場合 ⇒ 食料品製造業

○スーパー、コンビニの店頭で用いられるレジ袋(容器)の用途は・・・

⇒ 小売業 (併せて、レジ袋は‘包装’ではなく‘容器’であることにも注意)

○卸売業が新たに付加した容器の用途は・・・

⇒ 卸売り段階で新たに付加した容器で、かつ家庭から排出される場合は、
当該商品(中身)の製造業を選択。中身が食料品であれば、食料品製造業

【間違いやすい用途の事例】 ※利用事業者の場合

薬局やドラッグストア(主たる業種は小売業)で用いられるレジ袋や紙袋(いずれも容器)の用途は「小売」であり、「医薬品」ではありません。

薬本体(中身)が入っている容器については、製薬メーカー等が特定事業者となり、用途は「医薬品」となります。